みちのく旅館ホテル政経懇話会 ［略］ ［１　略］ ２　支出総額　80,000 ［３　略］ ４　支出の内訳 政治活動費　80,000 組織活動費　80,000	みちのく旅館ホテル政経懇話会 ［同左］ ［１　同左］ ２　支出総額　0 ［３　同左］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象要旨の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

○総務省告示第三百八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、国民民主党、自由民主党東京都参議院比例区第七十八支部、自由民主党鳥取県参議院比例区第七十一支部、一般財団法人国民政治協会、石井苗子ときぼうの会、信和会、成長戦略研究会、武田良太政経研究会、Ｔａｒｏ’ｓ　ＮＥＴＷＯＲＫ、秀成会、ＪＥＲＡ労働組合政治活動取員会、政治結社兼心館、政治結社皇政会、政治結社大和義皇社、大日本宏心塾、中国電力労働組合政治連盟、直諫の会、日本臨床工学技士連盟及びみちのく旅館ホテル政経懇話会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、令和六年総務省告示第三百九十五号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和五年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年十一月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨（以下「対象要旨」という。）は、これを加える。

訂正後	訂正前
〔政　党〕 **国民民主党** ［略］ ［１～４　略］ ５　寄附の内訳 〔個人分〕 ［略］ 礒﨑　哲史　187,630　世田谷区 ［略］ ［６・７　略］ 〔政党の支部〕 **自由民主党東京都参議院比例区第七十八支部** ［略］ ［１　略］ ２　支出総額　78,695,840 ［３　略］ ４　支出の内訳 ［略］ 政治活動費　38,587,486 ［略］ 組織活動費　4,356,531 ［略］	〔政　党〕 **国民民主党** ［同左］ ［１～４　同左］ ５　寄附の内訳 〔個人分〕 ［同左］ 礒﨑　哲史　187,630　千代田区 ［同左］ ［６・７　同左］ 〔政党の支部〕 **自由民主党東京都参議院比例区第七十八支部** ［同左］ ［１　同左］ ２　支出総額　78,675,840 ［３　同左］ ４　支出の内訳 ［同左］ 政治活動費　38,567,486 ［同左］ 組織活動費　4,336,531 ［同左］